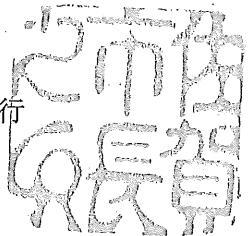


## 諮詢書

佐市道管第1040号  
平成25年2月1日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行  
(道路管理課)



佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1. 賒問事項

監視カメラ設置事業における、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

#### 2. 賒問理由

施設管理センターは平成24年11月に現在の場所に移転しているが、移転前の旧施設では平成21年度に作業車から燃料のガソリン盗難事件が2度発生している。

施設管理センターには、日常業務に必要な作業車両が14台あり、駐車場は開放しているため、この度の事務所移転に伴い、車庫を建設した。

については、作業車及び燃料の盗難防止及び抑止のために、監視カメラを設置する。

#### 3. 所管課

道路管理課

#### 4. 設置時期

平成24年11月1日利用開始

#### 5. 監視カメラの概要

##### (1) 設置場所及び設置台数

管理棟外壁 2台

#### (2) モニター及び記録装置

- ・モニターは事務室に1台設置する。
- ・記録装置は、専用ハードディスクを使用し、事務室に設置する。

#### (3) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、常時稼動し画像を撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、3週間保存する。
- ・撮影後3週間を経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

#### (4) 揭示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

### 6. 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市道路管理課施設管理センター車庫監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り行う。

### 7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市道路管理課施設管理センター車庫監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提出先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

## 佐賀市道路管理課施設管理センター車庫監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市道路管理課が所管する施設管理センター車庫（以下「車庫」という。）の犯罪防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、管理棟外壁に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、通行者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、道路管理課長とする。

3 取扱者は、道路管理課職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (記録データの取り扱い)

第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影するものとし、撮影したデータは、保存専用のハードディスク（以下「ハードディスク」という。）に3週間記録する。

2 前項のハードディスクは、事務室に設置し、閉場時には事務室を施錠するとともに、機械による警備を行う。

3 撮影後3週間経過した記録データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。

4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

### (記録データの提供等の制限)

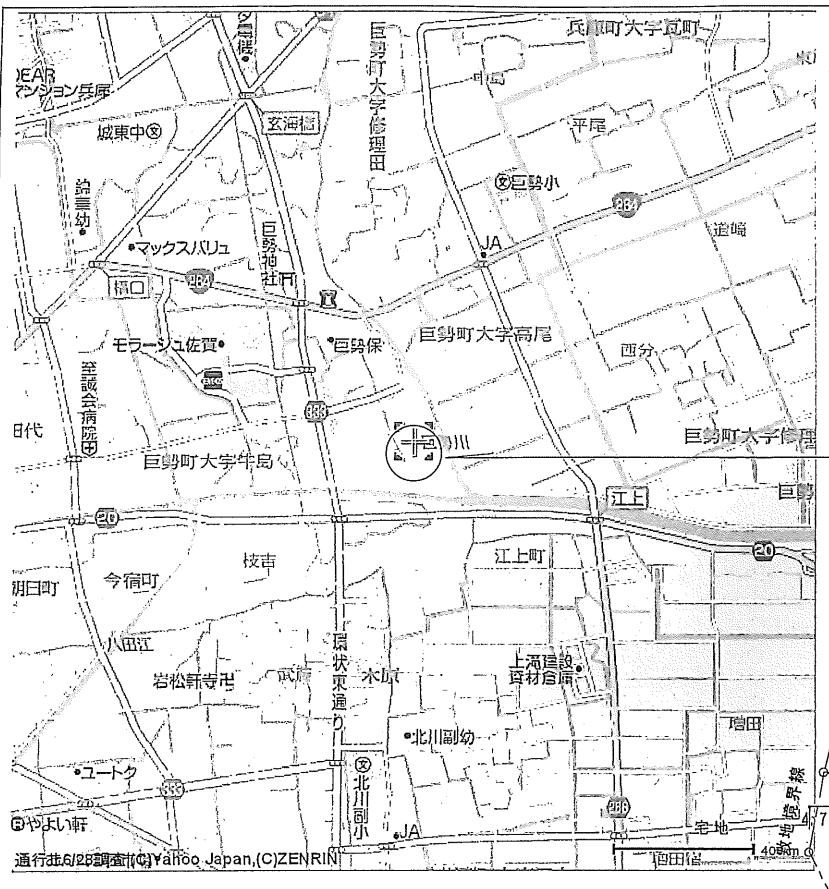
第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項  
は、管理者が定める。

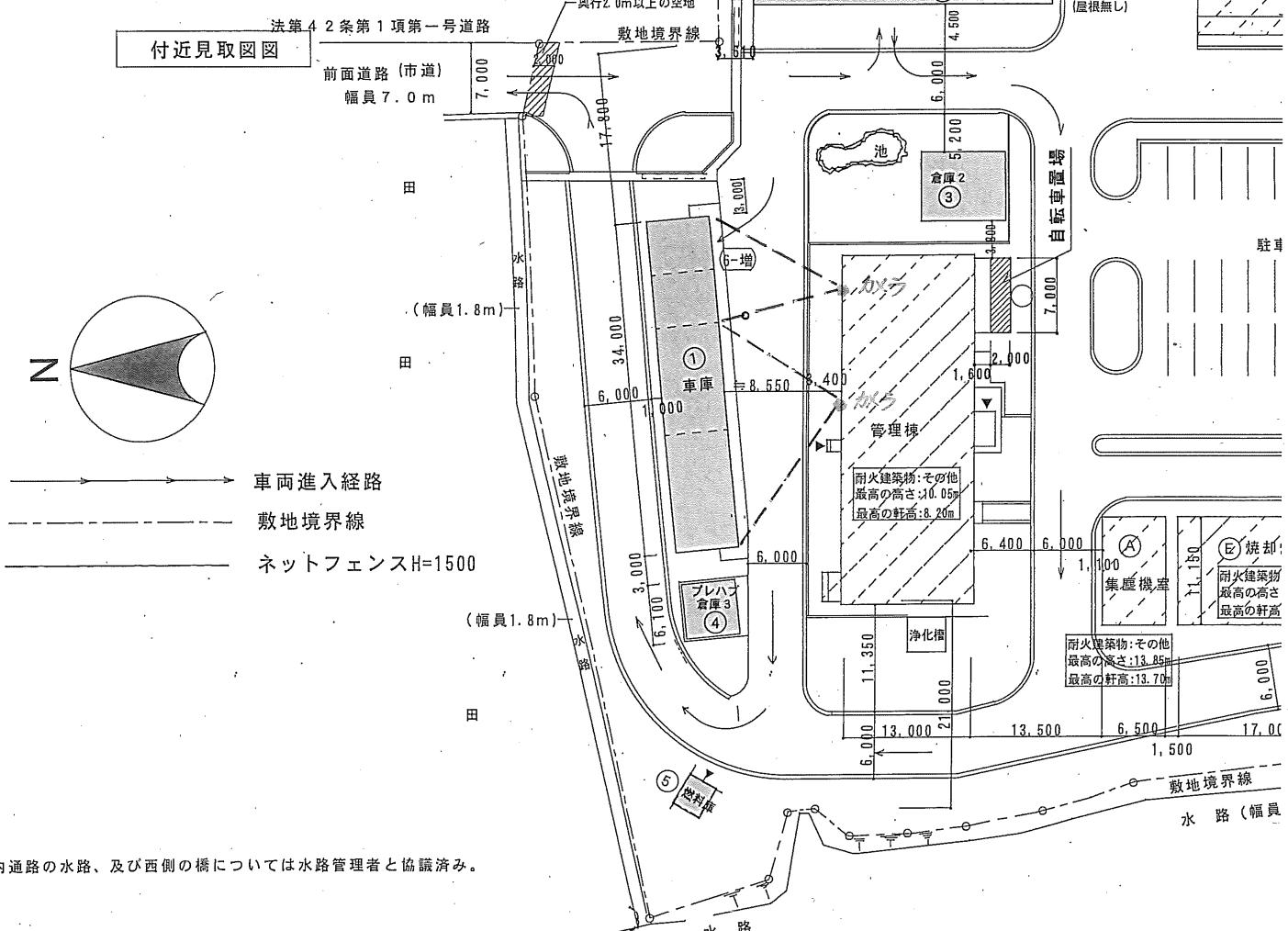
附則

この基準は平成24年11月1日から実施する。



建ぺい率・容積率の計算	
工事場所	佐賀市巨勢町大字牛島528番
用途地域	準工業地域 都市計画区域内(法22条地域)
敷地面積	16,126.400 m <sup>2</sup>
建ぺい率	60%
容積率	200%

工事場所 巨勢川(幅員10m以上)  
佐賀市巨勢町大字牛島528番衛生センター



変更 4.4

担当者  
樋口

佐賀市建設部建築住宅課  
一級建築士登録 第216529号 古賀 武美  
TEL(直通) 40-7169 FAX 40-7392

工事名称

施設管理センター管理棟改修工事

